

ひとり親家庭への支援の拡充に関する意見書

政府は、本年8月から、ひとり親家庭への支援として、第2子以降分の児童扶養手当を増額することとしているが、その一方で、求職活動の確認強化を行うこととしており、保育所の入所待機や家族の病気など、やむを得ない事情により働けない親にとっては、受給機会の制約を受けることにつながりかねない。

したがって、児童扶養手当の受給資格を有する対象者が確実に受給できるよう、受給の遺漏防止にむけた制度設計を行うことが必要である。

また、全額支給の基準である130万円の所得制限の引き上げとともに、第2子以降分の手当にもより手厚い支援が望まれている。

さらに、ひとり親家庭の貧困率が54.6%（2012年）と非常に深刻な現状であることから、親から子への貧困の連鎖を断ち切ることが不可欠である。

よって、国会及び政府においては、親子が共に安心して暮らすことができる社会を構築するため、ひとり親家庭の命綱となる児童扶養手当などの支援の拡充にかかる上記の事項を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）6月3日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員、
市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び維新の党中山真一議員